

旧御所水道ポンプ室美装化委託 プロポーザル契約候補者選定基準

1 評価基準

企画提案書等及び見積書を以下の基準に基づき評価する。契約候補者選定委員会の委員一人につき、160点満点で評価を行い、委員全員の平均点を事業者の評価点とする。

(1) 企画提案書等

提案企業概要，施工実績調書，技術者配置予定調書，企画提案書，業務実施体制計画書を基に，次の各項目について，それぞれ0～20点で評価する

ア 本業務に対する考え方・取組の方針（20点満点×4項目＝80点満点）

- ① 提案が旧御所水道ポンプ室の保存に資するとともに，ポンプ室の文化財的価値を高めるものであるか。
- ② 本業務に伴う課題や留意すべき点を明らかにし，具体的な施工方法（外壁の洗浄・補修，建具・金具等の補修・塗装など）を提案しているか。
- ③ ポンプ室周辺における工事の状況や「びわ湖疏水船」の運行状況を踏まえたうえで，実現性のある提案となっているか。
- ④ 本業務に対して取組意欲があると考えられるか。

イ 本業務の実施体制（20点満点×3項目＝60点満点）

- ① 提案企業の施工実績は十分であるか。
- ② 配置予定技術者の資格や実績は十分であるか。
- ③ 本業務を適切に実施するための体制は十分であるか。

(2) 見積金額（20点満点）

税込みの見積額の最低価額を満点（20点）とし，以下の評価算定式によって評価する。
なお，評価点数は，小数点以下第2位を四捨五入とする。

（評価算定式）

<最低価額：A，評価対象価額：B>

Bの評価点数＝20点×（A／B）

2 契約候補者の選定

1によって，算出した評価点数が最も高い事業者を契約候補者として選定する。

ただし，評価点数（各委員の平均点）が160点中90点未満である場合には，契約候補者として選定しない。

3 契約候補者選定委員会（5名）

琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会 事務局長
琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会 事務局次長
上下水道局総務部総務課広報・ICT担当課長
上下水道局水道部管理課担当課長
上下水道局水道部施設課長